

香川県立白鳥病院
患者用病衣貸出事業
仕様書

香川県立白鳥病院

患者用病衣貸出事業仕様書

この仕様書は、香川県立白鳥病院（以下「当院」という。）において、運営・実施されるべき患者用病衣貸出事業の仕様を示すものである。

1 事業名

患者用病衣貸出事業

2 事業実施場所等

(1) 場所 当院各病棟清潔・不潔リネン庫、倉庫等
(具体的な場所は協議による。)

(2) 面積 現在の使用許可面積 約 1.4 m²
(ただし、詳細は当院と運営事業者との協議の上で決定するため、当該面積は目安であり、実際に使用する面積を制限するものではない。)

3 事業の内容

入院患者用病衣等の貸出及び日用品・紙おむつ等のアメニティ類のセット提供を行う。

4 貸出病衣等のプラン

最低限、以下の4つのプランを用意する。また、洗濯も含むこと。その他は、企画提案による。

【基本セット】

- ① 寝巻類（甚平、浴衣又は介護寝巻のいずれか）、タオル類（バスタオル及びフェイスタオル）及び日用品（歯ブラシセット、コップ及びティッシュ）のプラン
- ② 寝巻類（甚平、浴衣又は介護寝巻のいずれか）のみのプラン

【おむつセット（紙おむつ（パンツ式、テープ式）、尿取りパッド等）】

- ③ 交換回数が多い患者用のプラン
- ④ 交換回数が少ない患者用のプラン

※寝巻類は必ず運営事業者の負担において当院専用資材として用意すること。

※当院の状況に応じて貸出物の種類を柔軟に変更するなどの対応をとること。

※おむつセットの内容（種類、枚数等）を提案すること。

5 保管場所

当院各病棟清潔・不潔リネン庫及び倉庫等の合計約 1.4 m²を使用可能とする予定であるが、実際の使用場所・面積等は運営事業者と協議の上で決定する。病棟内は非常に手狭であることから、可能な限り病棟内は倉庫として利用しない方法（棚の設置、補充回数を増やすなど）で提案すること。

病衣及びタオル類を保管する棚や小物及び使用済みの病衣等を回収するカゴを含め、本事業を実施するために必要な備品は事業者が準備すること。

6 運営方法

- (1) 日額定額レンタル制の事前申込・事後払い方式とする。
※クレジット・電子マネー等各種支払いに対応することが望ましい。
- (2) レンタル契約は、運営事業者と患者との間の契約に基づくものとし、利用に関する受付及び請求業務を行うこと。
- (3) 利用料金については、企画提案によるものとする。
- (4) 患者から申込内容（プラン・期間等）の変更の申し入れがあった場合は、柔軟に対応すること。
- (5) レンタル契約に関して患者とのトラブルやクレームが発生した場合は、運営事業者において迅速かつ真摯に問題解決に取り組むこと。また、患者とのトラブルの防止策を講じておくこと。
- (6) 申込方法・利用方法が容易に分かるパンフレット等を床頭台に設置するとともに、専用の問合せ窓口の電話番号を記載しておくこと。
- (7) 利用申込のあった患者への説明は、運営事業者において行うこと。なお、申込受付及び説明窓口対応時間は、短くとも下記のとおりとすること。なお、床頭台等設置管理事業の窓口と一本化することも可能とする。
平日 9:00～17:00 最低配置人数 1名
- (8) 病衣等の入院患者のベットサイドへの物品の配布及び回収は平日においては原則毎日行うこと。（3日以上回収の間隔が空かないように土日祝日も対応すること。また、当院職員による提供は、(7)に規定する時間外に限ることとする。）
- (9) 利用プラン、料金設定及び運用方法などについては、提案書に詳細を記載すること。また、患者の利便性向上策や負担軽減策なども併せて提案するとともに、緊急入院など、随時の受付・貸出が可能な方法を提案すること。

7 当院職員の負担軽減

- (1) 可能な限り当院職員の負担を軽減できる運営方法を提案すること。
- (2) 患者とのレンタル契約は、運営事業者の責任で行うこと。
- (3) 在庫管理は原則、運営事業者の責任で行うこと。
- (4) 運営事業者が雇用する従事者が、説明、申込み、変更、外泊、中止、退院に伴うレンタル契約の手続きを行うものとする。当院職員は、最小限の連絡を行うのみとし、電子機器等を使用して入力作業等は行わないものとする。

8 その他要求事項

- (1) 使用する病衣は新品又はリユース品とすること。ただし、リユース品については、汚損等が生じておらず、品質・衛生上問題がないものに限定して使用可能とする。
- (2) 洗濯は、医療関連サービスマークを取得している工場で行うこととし、有事の際にも近隣の工場と連携し、業務遂行が可能であること。
- (3) 運営事業者は、業務上知り得た病院に関する情報を第三者に漏らしてはならない。また、協定解除後及び事業期間満了後においても同様とする。
- (4) 本仕様書に関して疑義が生じた場合または本仕様書に定めのない事項については、当院と運営事業者が協議の上決定するものとする。